

「にし阿波いちご塾」運営要領

1 趣旨

全国的にも希少な、にし阿波地域の「周年いちご」産地の振興のため、「就農支援の充実」と「経営安定モデルの確立」により、新規参入者の拡大、周年いちご産地の生産力強化を目指した「いちごタウン構想」の実現のため、担い手育成の拠点となる「にし阿波いちご塾」（以下「塾」という）を開講する。

2 対象者

三好市内及び東みよし町内の農場において、いちごの経営を目指す者のうち、次の者を対象とする。

- (1) 東みよし町「地域おこし協力隊」として任命された者
- (2) 有限会社ミカモフレックと雇用契約を締結した者
- (3) 新規参入を希望する者またはいちごの経営を始めて3年未満の者（原則、将来は「水の丸いちご生産組合」に加入）

3 定員

2の対象者（1）は1名程度、（2）は2名程度とし、（3）は定員なしとする。

4 塾生の募集等

- (1) 募集の期間 入塾希望者の要望に応じ、随時募集する。
- (2) 塾生の選考

入塾の可否について、2の対象者（1）は、東みよし町が行う「地域おこし協力隊員」の募集*に基づき行う。

*募集の詳細は東みよし町お問合せください

2の対象者（2）の場合は、指導担当者による面接及び1週間程度の試用期間を通して選考する。

2の対象者（3）の場合は、にし阿波いちごタウン構想コンソーシアムが認めた者とする。

5 カリキュラム編成の基本方針

これまでにし阿波地域で培ってきた栽培技術を基にした知識経験等をベースに、栽培に関する基本法令や農業コンサルタント会社からの最先端の栽培理論を組み合わせ、次の項目について講習を実施する。

(1) 農業基礎講座

内容：本県や「にし阿波地域」の農業情勢をはじめ、いちご栽培に必要な基礎知識（肥培管理、土壌管理、病虫害防除、環境保全型農業等）について、講義や既存のWEBセミナーの受講等により習得する。

指導：三好農業支援センター 等

実施期間：年間を通じて、全10回程度の講義を実施（別表参照）

(2) 農業技術講習（2の対象者（1）及び（2）の者を対象とする）

内容：有限会社ミカモフレテックで、育苗、定植、施肥、かん水管理、病虫害防除等を、実際の栽培現場の中での作業を通して習得

指導：有限会社ミカモフレテック

実施期間：年間を通じて実施

(3) 個別技術講習（2の対象者（3）の者を対象とする。ただし、受講は任意とする。）

内容：受講者の習熟度や希望に応じ、新たに身につけたい栽培技術等について、「水の丸いちご生産組合」に属する農家等の実際の栽培現場又は受講生自身の圃場において指導を受ける

指導：水の丸いちご生産組合員 等

実施期間：受講者の希望に応じ、随時実施

なお、実施段階では、塾生の意向に充分配慮して柔軟な運営に努めるものとする。

6 塾生の待遇

2の対象者（1）及び（2）の者とは、別途雇用契約を締結し、報酬を支給する。

7 塾生の責務

(1) 塾生は、塾の講座に参加するとともに、塾生相互の情報交換に努めるものとする。

(2) 塾生としての活動における事故については、塾生がその責務を負うものとする。

8 退塾

次の事項のいずれかに該当したときは、退塾とする。

(1) 塾生本人から退塾の申出があった場合

(2) 本要領の2の「対象者」の要件に該当しなくなった場合

(3) 本事業の趣旨に基づき、塾生としてふさわしくない行為があった場合

9 運営体制

(1) 塾は、にし阿波いちごタウン構想コンソーシアムが設置し、必要な事務を行う。

(2) その他、塾の運営に関して必要な事項が生じた場合は、設置者であるにし阿波いちごタウンコンソーシアムが主体となって、必要に応じて塾生とも協議して対処するものとする。

付則

- 1 この要領は、令和6年4月23日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年6月25日から改定運用する。
- 3 この要領は、令和8年5月11日から改定運用する。